資料2―3

介護予防・日常生活支援総合事業について

知立市役所・長寿介護課
地域支援係

１　介護予防・日常生活支援総合事業とは

○総合事業＝「介護予防」と「日常生活支援」を総合して考えることで、
自立を支援する。

×総合事業＝現行型サービス・緩和型サービス

担い手は専門職だけではなく、地域の人材を活用することで、地域で高齢者が社会参加できる機会を増やし、介護予防につなげる

「自立支援」とは

介護保険における「自立」とは、要介護者ができる限り自分の能力を活かして日常生活を続けていくこと。

「介護予防」の基本的な考え方

・介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行う。

・特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要。

・単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指す。

２　自立支援･介護予防のために

･サービス導入時の合意形成について

･利用できるツール･事業の紹介

（１）興味･関心チェックシートの活用

（２）リハビリ専門職訪問支援事業

（３）やるっぴ集中リハビリ事業（通所型サービスC）

サービス導入時の合意形成について

・サービス開始前に、サービス導入により達成する生活目標の設定や、サービスのゴール設定、利用期間を、本人や家族と合意形成し保険利用を行うことが重要。

・総合事業のイメージとして、利用者への初回説明・同意を得る際には「元気な元の生活に戻るためにサービスを利用すること、元気になってくればサービスの利用は少なくなっていくこと」を説明し、本人・家族・サービス事業者等、関係者全員が目指す方向性を共有していく必要がある。

・体調が崩れる前にはどんな生活をしていたか、なぜそれができなくなったのかをアセスメントして支援を検討することが重要。

本人・家族・関係者が
１年後のイメージを
ポジティブに思い描けるような
説明が理想です。

そのために、日常の環境調整や動作の仕方、改善の予後予測についてアドバイスができる、リハビリテーション専門職など多職種が関わっていくことが大切です。

利用できるツール・事業の紹介

（1）興味・関心チェックシート

・本人の生きがい・できていることを聞き取るために利用できるチェックシート。生活の質向上のための意欲の引き出し、ケアプランの目標設定に利用できる。

・介護予防ケアマネジメントの流れの中に組み込み、初回アセスメント時の利用が望ましい。

出典：厚生労働省 「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」

参考資料

興味・関心チェックシート

氏名：　　年齢：　　歳　　性別（男・女）記入日：　　年　　月　　日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動（町内会・老人クラブ				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

（2）リハビリ専門職訪問支援事業

【目的】

高齢者の自立を支援する支援者に対して、リハビリ専門職が専門的な視点から高齢者だけの行為にとらわれず、能力を見極め予後予測を踏まえた助言等を行い、より自立支援を促進できるケアマネジメントを実現する。

【想定される事例】

・サービス初回導入時、住宅改修・福祉用具検討時
・退院直後、骨折後等、今後状態の変化が見込まれるケース
・サービス導入時の合意形成が図られにくいケース

知立市ネットワーク会議にてリハビリ専門職訪問支援事業の勉強会・事例紹介を行います。ぜひご参加ください！

日時：令和5年3月16日（木）　13時30分より
場所：福祉の里ハツ田　3階　さくら・うめ

（3）やるっぴ集中リハビリ事業（通所型サービスC）

【内容】

入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、おおよそ週2回、3～6か月の期間で生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービス。

（３）やるっぴ集中リハビリ事業（通所型サービスＣ）

【特徴】

・対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組むことができる。

・対象者がしたい又はできるようになりたい生活行為を、興味・関心チェックシート等を活用して具体的にし、「地域で自立した生活を送る」ための目標が立案できる。

・居宅を訪問することで、支障をきたしている生活行為の原因を、居宅や地域での生活環境を踏まえ、適切にアセスメントし、課題抽出ができる。

・評価を行い、サービス終了後も引き続き社会参加が維持されるよう、サービス終了後に余暇・まちかど運動教室・地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮する。目標達成後、どう社会参加するかを提案できる。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護サービスを組み合わせるだけでなく、ご本人の周りにある様々な資源を組み合わせて、

以前までと同じように**「日常生活にある幸せ」**を続けていけるように支援をすること。

そして、ご本人や周りの人が、**「そのためにどうすればよいか気づき、生活を見直す」**ためのきっかけづくりをすることが大切。